

ヘルパーステーション「れいんぼー」

桜井市介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業重要事項説明書

《令和 年 月 日現在》

これは、訪問型サービスの提供開始にあたって契約締結を行う際、当事業者があらかじめ説明すべき事項を記したものです。

1. サービスについての相談窓口

電話 0744-45-1178

(月曜日～金曜日の8時30分～17時15分まで)

担当 森山 寿美代

2. 事業者の概要

法人名	社会福祉法人 桜井市社会福祉協議会
代表者名	会長 福井 達郎
法人所在地 (連絡先)	奈良県桜井市大字粟殿1000-1 TEL 0744-42-2724 FAX 0744-46-5052
事業内容	社会福祉を目的とする事業

3. 事業所の概要

(1) 事業所の名称、所在地及びサービス提供地域

事業所名称	社会福祉法人桜井市社会福祉協議会 ヘルパーステーション「れいんぼー」
サービスの種類	第一号訪問事業(訪問型サービスA)
介護保険指定事業所番号	奈良県第2970600132号
事業所所在地	奈良県桜井市大字桜井535-1(桜井市社会福祉協議会分館内)
サービス提供地域	桜井市

(2) 職員の体制

職種	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1名		1名
(予防型身体ヘルプ) サービス提供責任者 (生活援助ヘルプ) 事業サービス責任者	介護福祉士	2名		2名
サービス従事者	介護福祉士	3名	7名	12名
	1～2級、介護職員 実務者研修修了者		2名	
事務職員		1名		1名

(3) サービス提供日及び時間

	早 朝 7:00 ~ 8:00	昼 間 8:00 ~ 18:00	夜 間 18:00 ~ 19:00	備 考
平日	○	○	○	
土・日・祝日	○	○	○	

※ ただし、12月29日から1月3日、その他会長が必要と認めた日は休業

(4) 運営の方針

利用者が可能な限りその居宅において、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4. 利用料金

(1) サービス料金

【基本料金表】

(地域区分単価 10.21 円)

回 数	予防型身体ヘルプ	生活援助ヘルプ
週 1 回程度のサービス が必要な場合	1 回につき 287 単位 (月 4 回まで) 予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの 組合せで上限額 1176 単位を超えた場合、包括 報酬型サービス I として 1176 単位/月	1 回につき 220 単位
週 2 回程度のサービス が必要な場合	1 回につき 287 単位 (月 5 回～8 回まで) 予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの 組合せで上限額 2349 単位を超えた場合、包括 報酬型サービス II として 2349 単位/月	
週 3 回程度のサービス が必要な場合 (要支援 2 の認定者のみ)	1 回につき 287 単位 (月 9 回～12 回まで) 予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの 組合せで上限額 3727 単位を超えた場合、包括 報酬型サービス III として 3727 単位/月	

加 算	訪問型サービス初回加算 (1 月につき)	200 単位
	予防型身体ヘルプサービス介護職員等処遇改善加算 II	1 回につき 64 単位
	生活援助ヘルプサービス介護職員等処遇改善加算 II	1 回につき 49 単位
	包括報酬型サービス介護職員等処遇改善加算 II	1 月につき 278 単位 ※週 2 回相当の場合は 2 回分、週 3 回相当の場合 は 3 回分算定

※ 桜井市は地域区分が 7 級地であるため、上記表の単位数に 10.21 円を乗じた金額の 1 割又は 2 割、3 割 (介護保険負担割合証に記載) の額が自己負担となります。
ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額を負担していただきます。

(2) 交通費

買い物や薬の受取り等に行く場合、交通費の実費を負担していただきます。
自動車・單車の場合は、次の額となります。

利用者の居宅から片道概ね 5k m以上 10k m未満	300 円
利用者の居宅から片道概ね 10k m以上 10k m毎に	300 円を加算

※ この際、駐車料金が必要となった場合は、実費料金を負担していただきます。

(3) キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が必要です。

ご利用当日の前日 17 時 15 分までにご連絡いただいた場合	無 料
サービス実施当日にご連絡いただいた場合	当該基本料金の 10%
ご連絡がなかった場合	当該基本料金の 50%

(4) その他

利用者の居宅において、サービスを提供するために使用する、電気、ガス、水道等の費用は、別途利用者負担となります。

(5) 利用料その他の費用の請求及び支払方法

毎月、15 日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払いください。
お支払方法は、口座振替（引落し）とさせていただきますが、当事業所指定口座への振込みでも結構です。お支払いをしていただきますと、翌月の請求書と合わせて領収証を発行します。

※ 支払期日から 2 ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に全額支払いがない場合には、契約を解約させていただくこともあります。解約後に未支払分をお支払いいただきます。

5. 虐待防止に関して

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定及び設置（事業管理者とします）
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備
- ④ 虐待の防止のための定期的な研修の実施
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを行政機関等に通報します。

6. 身体拘束について

原則として利用者に対する身体拘束は行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者本人・家族等に対して説明し同意を得た上で、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。

7. 衛生管理等について

事業所において感染症の発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を行います。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- ③ 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期的な実施

8. 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

9. サービス利用にあたっての禁止事項（利用者・ホームヘルパー）

- ① 暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- ③ 写真や動画撮影、録音等を無断で行うこと

10. 緊急時の対応方法について

サービスの提供中に状態の変化等があった場合、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、地域包括支援センター等へ連絡いたします。

11. 事故発生時の対応について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、桜井市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. サービス内容に関する苦情

当事業所の窓口	電話番号	0744-45-1178
	FAX番号	0744-46-5068
	事業管理者	森山 寿美代
桜井市の窓口	所在地	奈良県桜井市大字粟殿432-1
	電話番号	0744-42-9111
	担当課	桜井市福祉保険部高齢福祉課介護保険係
公共団体の窓口	所在地	奈良県橿原市大久保町302番地の1 奈良県市町村会館5階
	電話番号	0744-29-8326
	フリーダイヤル	0120-21-6899
	FAX番号	0744-21-6822
	担当課	奈良県国民健康保険団体連合会介護保険課指導相談係

令和 年 月 日

訪問型サービスの提供開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所 奈良県桜井市大字桜井535番地の1
社会福祉法人桜井市社会福祉協議会
ヘルパーステーション「れいんぼー」 印

説明者 森山 寿美代 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問型サービスについて重要事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印